

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年4月19日（平成28年（行情）諮問第313号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度（行情）答申第558号）

事件名：環境回復検討会（第3回）の議事録の不開示決定（不存在）に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成23年12月11日に開かれた環境回復検討会（第3回）の議事録（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月22日付け環水大総発第1603221号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

当該不開示決定通知書の「不開示とした理由」には、「請求いただいた行政文書につきましては、作成・取得しておらず、不存在のため、不開示となります」とあった。しかし、当該平成23年12月11日の第3回の検討会以外の議事録は、全て環境省のホームページに残されている。3回目だけ「不存在」ということは承服し難い。改めて当該議事録を調査し、開示するよう求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案概要

- (1) 異議申立人は、法に基づき、環境大臣（処分庁）に対し平成28年2月22日付けで「平成23年12月11日に開かれた環境回復検討会（第3回）の議事録」の開示請求（本件開示請求）を行い、処分庁は平成28年2月24日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、異議申立人の求める行政文書は作成・取得しておらず、不存在のため、平成28年3月22日付けで異議申立人に対し、行政文書の開示をしない旨の決定通知（以下、第3において「不開示決定」という。）を行った。
- (3) これに対し異議申立人は平成28年3月25日付けで処分庁に対して

この不開示決定について「当該平成23年12月11日の第3回の検討会以外の議事録は、全て環境省のホームページに残されており、3回目だけ「不存在」ということは承服し難い。」「改めて当該議事録を調査し、開示するよう求める。」という趣旨の異議申立て（以下、第3において「本件異議申立て」という。）を行い、処分庁は平成28年3月28日付けで受理した。

- (4) 処分庁は、本件異議申立てについて検討を行ったが、本件不開示決定を維持するのが相当と判断し、処分庁において本件異議申立てを棄却することにつき、審査会に諮問するものである。

## 2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

異議申立人は、平成28年2月22日付けで「平成23年12月11日に聞かれた環境回復検討会（第3回）の議事録」について処分庁に対して行政文書開示請求を行った。

これに対し処分庁は、異議申立人の求める行政文書は作成・取得しておらず、不存在のため、法9条2項に基づき不開示決定した。

## 3 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、本件不開示決定とした行政文書以外の環境回復検討会（以下「検討会」という。）の議事録は、全て環境省のホームページにおいて公表されており、第3回検討会の議事録のみが不存在ということは承服し難く、改めて調査し開示すべきと主張する。

この異議申立てを受けて、処分庁において改めて調査を行った結果を以下に示す。

検討会は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）の規定により環境大臣又は環境省令により定めることとされた除染等の措置等に係る事項その他の当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項について検討することを目的として処分庁が開催している。

検討会は、平成23年当時は委員による率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれることのない意見の交換を確保するため、非公開で開催し、議事録は作成してこなかった。

その後、検討会における議論の内容について、より透明性を高める観点から、当初は作成・取得していなくとも事後的に議事録を作成することにより積極的に公開することを求める声が高まってきた。

このため、処分庁は、平成24年度に開催した第4回検討会以降の会議を公開とし、議事録を作成・公表するとともに、平成23年度に開催した会議についても、録音データが存在した第1回及び第2回検討会並びに第1回災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会合同検討会については、

事後的に議事録を作成・開示した。一方、第3回検討会については、録音データが存在しなかったため事後的に議事録を作成することが不可能であった。

以上の経緯により、第3回検討会の議事録は不存在であったため、事後的に議事録を作成することは不可能であることは明らかである。このため、第3回の検討会の議事録のみが不存在ということは承服し難く改めて調査し開示すべきとの異議申立人の主張は当たらない。

#### 4 結論

以上のとおり、異議申立人の主張について検討した結果、本件異議申立てに係る処分庁の決定は妥当であり、本件異議申立ては棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 同年12月1日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、環境省では本件対象文書を保有していない旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、その説明は次のとおりであった。

ア 検討会は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項について検討することを目的としているところ、第1回の検討会において、会議は非公開で開催し、議事要旨を環境省のホームページに掲載することとされた。

イ その後、検討会の議論の内容について、より透明性を高める観点から、第4回（平成24年7月9日）の検討会において、以後、公開で開催し、議事録を作成・公表することとされた。

ウ 当初、議事要旨のみが公表されていた平成23年度に開催した検討会についても、透明性を高める観点から、録音データが存在した

ものについては、事後的に議事録を作成・開示した。

エ 当初、検討会は議事要旨のみを公表するとされていたことから、環境省において検討会の録音担当者は決めておらず、議事要旨は、数名の職員がメモをとり、それを基に起案し、上司の確認を経て作成していたが、メモ及び起案を担当する職員の一人が、自らの作業用に録音していた録音データがあったため、当該データのあった検討会については事後的に議事録を作成することができた。しかし、第3回の検討会については録音データがなかったため、議事録を作成することができなかった。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして確認させたところ、環境省のホームページには検討会の議事録、議事要旨及び資料等が掲載されているところ、第3回の議事録は掲載されておらず、第1回の議事録には、上記(1)アのとおり、検討会は非公開で開催し、議事要旨を環境省のホームページに掲載する旨の記載があり、第4回の議事録には、上記(1)イのとおり、検討会を公開とし、議事録については、各委員が確認の上、ホームページで公表する旨の記載があることが認められた。

また、環境省のホームページに掲載されている検討会の第1回ないし第3回の議事要旨を確認したところ、各委員の発言等がそれぞれ数行で記載された4ページ又は5ページから成るものであることが認められた。

(3) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 検討会は、第3回までは非公開で開催され、議事要旨のみを公開することとされており、また、議事要旨の内容や体裁からは、諮問庁が説明するように、録音担当者は定めず、数名の職員がメモを基に分担して起案したと見ることができる。

イ さらに、文書探索の方法等について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、環境省においては、本件異議申立てを受け、放射性物質汚染対策担当参事官室の執務室内文書保管場所、書庫等を探索したほか、電子情報として保存されている文書についても探索したが、該当する文書の存在は確認できなかったとのことであり、この文書探索の方法及び範囲が、特に不十分とまではいえない。

ウ そうすると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記第3の説明は、特段、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、環境省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子